

< 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） >

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成

※ 令和4年12月2日 創設

対象事業主		
出向元事業主（企業グループ内出向は対象外）		
助成率・助成額		
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金（※1）のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,490円（※2）/1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。
※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和5年8月1日時点）。毎年8月に改正されます。

パンフレット・申請様式・提出先

パンフレット	ガイドブック	申請様式	提出先
令和5年11月版 【 PDF形式 1.38MB 】	令和6年4月版 【 PDF形式 11.53MB 】	ダウンロードページ	各 ハローワーク

公益財団法人 産業雇用安定センターをご利用ください

「(公財) 産業雇用安定センター」は、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。

スキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援していますので、ぜひご利用ください。

「(公財) 産業雇用安定センター」

山形事務所 〒990-0034 山形市東原町 2-1-20 山形ロイヤルセンチュリービル 4階

TEL 023-624-8404

HP <https://www.sangyokoyo.or.jp/>